

千葉県子どもを虐待から守る基本計画及び千葉県家庭的養護推進計画の見直しについて

令和元年 9 月 2 日
児 童 家 庭 課

1 経緯

(1) 千葉県子どもを虐待から守る基本計画

- ・ 千葉県子どもを虐待から守る条例第 11 条に基づき、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するため策定している計画である。
- ・ 計画期間が今年度末までとなっており、次期計画を策定する必要がある。

(2) 千葉県家庭的養護推進計画

- ・ 社会的養護を必要としている子どもの最善の利益を実現するため、里親等による家庭養護や施設における小規模グループケア等による家庭的な養護などを推進するため、国の通知に基づき策定している計画である。
- ・ 昨年 7 月に国から通知があり、現計画を全面的に見直し、新たな都道府県社会的養育推進計画を、今年度末までに策定する必要がある。

2 計画の策定（見直し）方針

子どもを虐待から守る基本計画は、県の虐待防止施策を網羅した内容であり、現行の家庭的養護推進計画の内容も含まれていることから、児童虐待の防止対策を一体的に推進するため、両計画を一本化する。

新たな計画は、社会的養育の今後のあり方、児童相談所の体制強化や一時保護改革、子どもの権利擁護など、県の施策全般を総合的に定める計画とする。

3 今後の進め方

- ・ 千葉県社会福祉審議会社会的養護検討部会に諮問する。
- ・ 里親や児童福祉施設などの関係者・団体からヒアリング等を実施しているところであり、引き続き意見交換を行う。

4 スケジュール（案）

令和元年 10 月 計画（素案）作成

⇒社会的養護検討部会に意見聴取、関係団体と意見交換

12 月 計画（案）作成

⇒社会的養護検討部会に意見聴取、関係団体と意見交換

令和 2 年 3 月 計画策定、公表

現行の児童虐待防止関連計画の記載事項と、新たな社会的養育推進計画に記載すべき事項

※下線は新規項目

子どもを虐待から守る基本計画

1 発生予防、早期発見及び早期対応

(1) 発生予防

- ・現状と課題
- ・取組の方向性
 - ①母子保健施策と連携した未然防止
 - ②必要な支援につなげるための情報提供と相談体制の充実
 - ③地域全体で支援する仕組みづくりの推進
 - ④広報啓発活動の充実

(2) 児童虐待の早期発見と対応

- ・現状と課題
- ・取組の方向性
 - ①市町村や関係機関との連携の推進
 - ②社会的関心の喚起と子どもの権利擁護の推進
 - ③法的側面からの専門知識に基づく迅速・的確な対応

2 虐待を受けた子どもやその保護者に対する援助、指導並びに支援

(1) 子どもと保護者に対する支援

- ・現状と課題
- ・取組の方向性
 - ①相談支援機能の強化
 - ②要保護児童対策地域協議会への支援
 - ③児童相談所の整備

(2) 社会的養護の充実

- ・現状と課題
- ・取組の方向性
 - ①施設の小規模化・地域分散化の推進
 - ②里親委託等の推進

(3) 自立支援の充実

- ・現状と課題
- ・取組の方向性
 - ①相談支援体制の充実
 - ②18歳を過ぎても支援できる体制の構築
 - ③自立援助ホームや自立生活支援室の設置促進と機能向上
 - ④児童自立支援施設の機能の充実

3 人材の育成等

(1) 人材の育成

- ・現状と課題
- ・取組の方向性
 - ①専門人材の資質向上
 - ②専門人材の確保
 - ③里親への研修の充実
 - ④地域支援体制の充実

社会的養育に関する部分

現行の家庭的養護推進計画

1 計画の策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の期間
- (3) 政令指定都市との連携
- (4) 他の計画との関係

2 本県の社会的養護の現状と課題

- (1) 現状
 - ①児童人口の推移・将来推計
 - ②児童相談所の相談件数の推移
 - ③本県の虐待に関する相談件数の推移
 - ④本県の社会的養護の実施状況
- (2) 課題
 - ①本体施設の小規模化・地域分散化と里親等の推進
 - ②専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
 - ③自立支援の充実
 - ④家族支援及び地域支援の充実
 - ⑤子どもの権利擁護の推進

3 今後の社会的養護のあり方

- (1) 将来推計の考え方
 - ①社会的養護を必要とする児童の数
 - ②社会的養護の受け皿の数
- (2) 将来の社会的養護を必要とする児童の数と社会的養護の受け皿の数

4 家庭的養護推進のための方向性と主な取組

- (1) 前期 (H27～H31) までにおける主な方針
- (2) 中期 (H32～H36)・後期 (H37～H41) までにおける主な方針
- (3) 各施策の方向性と主な取組
 - ①本体施設の小規模化・地域分散化と里親等の推進
 - ②専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
 - ③自立支援の充実
 - ④家庭関係支援及び地域支援の充実
 - ⑤子どもの権利擁護の推進

・新たな「社会的養育推進計画」は、従来の「家庭的養護推進計画」が全面的に見直し、①市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた県の取組、②特別養子縁組の推進、③一時保護改革に向けた取組、④児童相談所の強化も加えた社会的養育全体の計画となっている。
・「子どもを虐待から守る基本計画」では、虐待防止施策を計画的に推進するために必要な事項を記載しており、社会的養育推進計画は、基本的に基本計画に包含されるものであることから、両計画を一本化（社会的養育推進計画を基本計画に統合）することとする。

都道府県社会的養育推進計画の記載事項(国策定要領)

1 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現

2 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

- ・措置児童や一時保護児童からの意見を酌み取る方策や子どもの権利を代弁する取組

3 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・子育て包括や総合支援拠点の普及等の市町村の取組への県の支援の計画
- ・子ども家庭支援担当職員の人材育成支援策
- ・児家センの設置促進や機能強化に向けた計画

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえて現行計画の見込み数を時点修正

5 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・里親のリクルート、研修、マッチング等のフォスターリング業務の包括的な実施体制構築に向けた計画
- ・乳幼児75%、学齢期以降50%の里親委託率実現に向け、R5年度、R10年度における委託率の目標

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制構築に向けた計画
- ・特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出
- ・施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画
- ・概ね10年程度で、地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定

8 一時保護改革に向けた取組

- ・既存の一時保護所の見直し項目・時期、必要定員数、施設等での確保数、職員育成方法等の計画

9 社会的養育自立支援の推進に向けた取組

- ・社会的養育自立支援事業、就学者自立支援事業、自立援助ホーム等の実施に向けた計画

10 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・中核市・特別区の児相設置に向けた具体的な計画
- ・職員配置などの具体的な計画